

2024年1月11日



SUDACHI 少額短期保険株式会社

「令和6年能登半島地震」の被災者の方々に対する特別取扱いについて

このたびの「令和6年能登半島地震」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりお悔み申し上げますとともに、被災された方々には謹んでお見舞い申し上げます。

SUDACHI 少額短期保険株式会社（代表取締役社長：佐伯 和則）は、被災されたお客様に対して、下記の特別なお取扱いを実施いたします。

記

1. 災害を原因とした給付金の全額お支払い（対象：災害保障のある保険契約）

約款上の地震による災害免責規定を適用せず、災害を原因とした給付金のご請求については全額お支払いいたします。

2. 保険料払込猶予期間の延長について

被災により保険料のお払い込みが困難な場合、お客様からのお申し出により保険料のお払い込み期限を最長6か月延長いたします（最長の場合、2024年7月31日まで）。

3. 給付金の簡易迅速なお支払い

（対象：給付金をこれから請求される保険契約）

必要書類を一部省略するなど、給付金を迅速にお支払いいたします。

4. 入院給付金のお支払いに関するお取扱い

病院の事情により被災後ただちに入院できず、臨時施設等で医師の治療を受け、その後入院された場合、被災日から入院したものとみなして入院給付金をお支払いいたします。

以下の場合、本来必要であった入院期間について医師の証明書をご提出いただくことで、入院していたものとみなして入院給付金をお支払いいたします。

(a) 病院の事情により退院が早まり、その後臨時施設等で治療を受けた場合

(b) 病院の事情により入院できず、臨時施設等で治療を受けた場合

【お問い合わせ先】

SUDACHI 少額短期保険株式会社 契約者サービス部

0120-558-075

受付時間：（月～金）9：00～18：00

（祝日・年末年始を除く）

以上